

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都文京区湯島一丁目11番10号

氏名 東京鍍金公害防止 協同組合
代表理事 姫野 正弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

石原慎太郎



許可の年月日 平成18年 1月 1日

許可の有効年月日 平成22年12月31日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬(保管・積替えを含む)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (以上8種類)

(3) 保管・積替えできる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (以上8種類)

2 保管・積替施設

住所： 大田区東糀谷六丁目3番1号

積替・保管面積：153.6㎡

最大保管高さ：2.0m

| 産業廃棄物の種類 | 保管量 |
|---------------------------|------------------------------------|
| 燃え殻 | |
| 汚泥 | ドラム缶8本 : 1.6m ³ |
| 廃油 | または |
| 廃酸 | ポリ缶60本(液状物) : 1.2m ³ |
| 廃アルカリ | または |
| 廃プラスチック類 | フレコンバック6袋(固形物) : 6.0m ³ |
| 金属くず | または |
| ガラス・コンクリート・陶磁器くず | 土嚢袋40袋(脱水後汚泥) : 1.6m ³ |
| 保管量合計 : 6.0m ³ | |

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。

(2) 保管・積替を行なう産業廃棄物の搬入は全て自ラ行い、他人にこれを委託してはならない。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 保管・積替は本都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 1月 1日 新規許可

平成 18年 1月 1日 更新許可 第3回

5 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

